

荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業  
実施方針の策定の見通しの公表について

令和3年9月7日

民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第15条第1項及びPFI法施行規則第2条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

特定事業の名称	事業期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業	事業契約締結日から令和23年3月31日までの期間（設計・建設及び維持管理・運営を含む期間）	道の駅あらお（仮称）及び荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）の設計・建設及び維持管理・運営（荒尾市保健・福祉・子育て支援施設に係る運営については、市直営部分を除く。）	熊本県荒尾市大島字南新地の一部	令和3年10月